

◆福生市社会福祉協議会 (南田園2-13-1福祉センター内) ☎552・2121 ☎553・7532 ボランティアの育成や障害者の移送サービス、生活福祉資金の貸し付け、成年後見制度の相談などを担当しています。

◆東京都心身障害者福祉センター(新宿区戸山3-17-2)

☎03・3203・6141 ☎03・3203・6185 同多摩支所(国立市富士見台2-1-1) ☎573・3311 ☎576・5295 身体障害者手帳や愛の手帳の診断・判定及び発行、補装具・更生医療の判定のほか障害者(児)の医療・教育・職業・生活などの総合的相談に応じています。(更生医療は本所のみ)

◆立川児童相談所(立川市曙町3-10-9) ☎523・1321 ☎526・0150 18歳未満の児童に対する児童施設への入所措置、愛の手帳の判定などを行います。



市役所以外の相談窓口

12月9日は障害者の日・12月3日～9日は「障害者週間」です

みんなであえ合いまち福生



障害者の日とは
昭和50年12月9日、国連での「障害者に対する権利宣言」採択を記念して、日本では、昭和56年の「国際障害者年」から12月9日を「障害者の日」と定めました。この日は、障害者に対する理解と認識を深め、障害のある人も、ない人も、ともに暮らせる社会の実現に向かって一人一人が考える日です。

問合せ社会福祉課障害福祉係

福祉サービスを受けるための手帳

手帳の種類・程度	手帳の種類・程度	申請先
身体障害者手帳(1級～6級)	視覚・聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能に障害があり、身体障害者福祉法に規定する医師の診断により該当すると認められた方	社会福祉課障害福祉係
愛の手帳(1度～4度)	知的障害があり、18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センターの診断により該当すると認められた方	
精神障害者保健福祉手帳(1級～3級)	精神疾患のある方のうち、精神障害のため、長期にわたり日常生活や社会生活に制約のある方	



福生市の状況
平成16年4月現在、当市における障害者登録者数は、障害者手帳登録者1,629人、愛の手帳登録者202人、合計1,831人です。市の人口の約3.0%で年々増加の傾向にあります。

心身に障害のある方へ 主な福祉施策を紹介します

心身に障害のある方が各種福祉サービスを受けるためには手帳(右表参照)が必要です。対象者の年齢、障害の種類、程度または所得制限により、受けられる福祉サービスが異なります。また、障害者施策と介護保険とで共通するサービスは介護保険から受けていただくことが基本です。くわしくは担当窓口へご相談ください。

問合せ社会福祉課障害福祉係 ☎552・5150(直通)

主な福祉施策

- ◆更生医療 身体に障害がある方が、障害の程度を軽くしたり、取り除いたりするための医療費を助成。
- ◆対象18歳以上で東京都心身障害者福祉センターの判定に基づき該当すると認められた方。
- ◆心身障害者(児)医療費助成 身体障害者手帳1級、2級(内部障害は3級)または愛の手帳1、2度の方の医療費の一部を助成。
- ◆心身障害者扶養年金 あらかじめ掛け金を納めると、障害者の保護者が死亡した場合などに年金を支給。
- ◆心身障害者福祉手当 ◆対象1心身障害者手帳1～4級の方、愛の手帳をお持ちの方、及び脳性マヒ、進行性筋萎縮症の方(所得制限、年齢制限等の支給条件により受給できない方もいます)。
- ◆難病等医療費等の助成 ◆対象①指定難病の方②都内に住所を有している方③健康保険に加入し、他の医療給付制度(生活保護等)を受けていない方④医療費認定基準を満たした方①②③④のいずれにも該当する方
- ◆小児慢性疾患医療費助成 ◆対象18歳未満で、小児慢性疾患対象疾患に患している方。ただし、18歳以降についても、継続して更新手続を行った場合に限り、20歳まで延長可能となります。
- ◆特別障害者手当 ◆対象20歳以上で心身に著しい障害がある状態の疾病・精神障害
- ◆児童育成手当(障害者手当) ◆対象1次のおおむね1・2級程度 ②愛の手帳おおむね1・3級程度 ③脳性マヒまたは進行性筋萎縮症
- ◆特別児童扶養手当 ◆対象次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方。①身体障害者手帳おおむね1・3級程度 ②愛の手帳おおむね1・3級程度 ③日常生活に著しい制限を受ける状態の疾病・精神障害
- ◆重度身体障害者等緊急通報システム 18歳以上の1人暮らしなどの重度身体障害者(2級以上)、特殊疾病患者(都の医療券をお持ちの方)の緊急時に消防庁に通報することができ、地域通報協力体制で速やかな援助を受けることができるシステム。
- ◆重度脳性麻痺者介護人派遣事業 20歳以上で脳性マヒによる障害の程度が1級の方が単独で野外活動することが困難な場合に派遣。
- ◆手話通訳奉仕員派遣事業 身体障害者手帳をお持ちの聴覚、言語障害の方が、家庭生活や社会生活を営むうえで支障がある場合に派遣。
- ◆重度脳性麻痺者介護人派遣事業 20歳以上で脳性マヒによる障害の程度が1級の方が単独で野外活動することが困難な場合に派遣。
- ◆手話通訳奉仕員派遣事業 身体障害者手帳をお持ちの聴覚、言語障害の方が、家庭生活や社会生活を営むうえで支障がある場合に派遣。
- ◆補装具の交付・修理 ◆対象1身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っている方で、補装具の交付や修理が必要な方。
- ◆日常生活用具給付事業 主に重度(身体障害者手帳2級以上または愛の手帳2度以上)の心身障害者の方が日常生活を容易にするための用具を障害の状況により給付。
- ◆おむつ等助成事業 ◆対象1身体障害者手帳または愛の手帳を持っている方で、常時寝たきりの状態の方のおおむね3歳以上65歳未満。
- ◆寝具乾燥車派遣事業 重度の障害者で寝具の乾燥が出来ない方に月1回、寝具乾燥車を派遣。
- ◆重度身体障害者等緊急通報システム 18歳以上の1人暮らしなどの重度身体障害者(2級以上)、特殊疾病患者(都の医療券をお持ちの方)の緊急時に消防庁に通報することができ、地域通報協力体制で速やかな援助を受けることができるシステム。
- ◆知的障害者更生施設 知的障害者の方が施設に入所され、自立した生活を送るための指導・訓練を受ける福祉施設。支援費対象施設。
- ◆知的障害者グループホーム(生活寮) 現に就労等されている知的障害者の方たちが、数人で世話人さんと生活する福祉施設。
- ◆精神障害者グループホーム 将来独立して生活できるよう、期限付で住まいを提供し必要な助言・援助を行っている施設。
- ◆精神障害者小規模通所授産施設 回復途上にある精神障害者が、地域社会における自立を目指し必要な訓練等を行う福祉施設。

医療・手当等

日常生活支援・援助

施設訓練等支援費

- ◆住宅設備の改善給付事業 日常生活を容易にするため、浴室や便所、居室などの住宅内部を改善する事業。
- ◆対象1原則6歳以上65歳未満で、下肢または体幹にかかると、補装具として車いすの交付を受けた内部障害者。
- ◆住宅家賃助成 身体障害者手帳1級・2級または愛の手帳1度・2度の方がいて、市内に引き続き3年以上住所を有し、民間アパートなどに居住する世帯に家賃の一部を助成。
- ◆自動車改造費用助成事業 18歳以上で、上肢、下肢または体幹機能にかかると、障害者1級・2級の重度身体障害者の方が、就労などのために自動車を取得して改造する場合に費用の一部を助成。
- ◆心身障害者自動車運転教習助成事業 市内に引き続き3か月以上住所を有する方で、身体障害者手帳3級以上(内部障害の方は4級以上)、下肢または体幹障害については5級以上で歩行困難)の方及び愛の手帳4度以上の方の運転免許取得に必要な経費の一部を助成。
- ◆心身障害者タクシー利用券給付事業 ◆対象1身体障害者手帳2級以上の方(内部、下肢、体幹機能障害は3級以上)や愛の手帳2度以上の方、進行性筋萎縮症、脳性マヒの方(ガソリン費用助成を受けている方は除く)。
- ◆地域生活援助 知的障害者に対するサービスでグループホーム(生活寮)のこと。
- ◆居宅介護 心身障害者の居宅生活にシール利用券を受けられる方と同じ条件で、ガソリン費用の一部を助成(タクシー利用券を給付された方は除く)。
- ◆このほか ①テレビ受信料の減免 ②都営交通の割引 ③民営バスの割引 ④有料道路通行料金の割引
- ◆居宅生活支援費 心身障害者の居宅生活における、支援費制度のサービスは以下の4種類。各種サービスとも、事業者の選定及び契約は利用者が行う。
- ◆居宅介護 ホームヘルプサービスの提供
- ◆デイサービス デイサービスセンターなどに通って訓練・創作的活動等を行う。市内では、18歳以上65歳未満の身体障害者を対象とした通所によるデイサービス、福祉センター内に提供している。
- ◆短期入所 ショートステイ。家庭において介護を受けることが一時的に困難な場合に、施設あるいは病院において介護を提供する。
- ◆地域生活援助 知的障害者に対するサービスでグループホーム(生活寮)のこと。

社会福祉協議会

歳末たすけあい運動にご協力ください!
歳末たすけあい運動は、毎年12月に共同募金運動の一環として行われています。市民の皆さん一人ひとりの温かいお気持ちと、募金のご協力をお願いします。

期間12月1日～28日
【身近な法律相談】
日時12月13日(月)午後2時～4時 場所福祉センター相談室
対象高齢者・障害者やその家族など
定員先着3人(予約制)

【心の相談】
日時12月16日(木)午後1時～2時30分 場所福祉センター相談室
対象心の問題や病気を持つ市民とその家族など
定員先着2人(予約制)※相談内容は秘密厳守、相談料は無料
申込12月6日から(日曜日を除く)午前8時30分～午後5時15分の間に社会福祉協議会相談支援係 ☎552・2121へ。やさしいNPO法人入門講座

NPO法人についての基本的なことや法人化のメリットおよび手続きの方法をわかりやすく解説します。
日時12月9日(木)午後7時～9時30分 場所福祉センター
内容NPO法人ってなに?法人化の意味と手続きについて
申込12月13日(月)午後2時～4時 場所福祉センター ☎552・2122へ。
ホームページで活動をPRしよう!
ふっさボランティア・市民活動センターでは、ボランティア・市民活動・NPO法人等の情報ホームページを開発準備中です。ホームページ内に自分たちの団体のページも作れます。くわしくはふっさボランティア・市民活動センター ☎552・2122へ。

◆外出困難な障害者のために 中央図書館 ☎553・3111

◆心身に障害のある児童の就学相談 教育委員会指導室及び保健福祉協議会事務局庶務係

◆声の「広報ふっさ」の郵送 秘書広報課庶務係

◆声の「市議会だより」の郵送 秘書広報課庶務係

◆高年齢者パソコン講習会 シルバー人材センターでは、市内在住の60歳以上の高齢者を対象に、パソコン操作やインターネット等の利用方法を学ぶ講習会を開催します。この事業は福生市から委託を受けてシルバー人材センターが行うものです。

問合せ福生市シルバー人材センター ☎553・3261

対象	入 門コース	初心者コース
日程	1月11日(月)～13日(水)	1月17日(月)～19日(水)
時間	午前10時～正午	午後1時～3時
講習番号	1001	1003
時間	午後1時30分～3時30分	
講習番号	1002	1004
内容	パソコン操作の基礎、文書の入力、インターネットその他	文章の入力、印刷、保存、インターネットその他

◆そのほか 声の「広報ふっさ」の郵送 秘書広報課庶務係

◆声の「市議会だより」の郵送 秘書広報課庶務係

◆外出困難な障害者のために 中央図書館 ☎553・3111

◆心身に障害のある児童の就学相談 教育委員会指導室及び保健福祉協議会事務局庶務係

◆高年齢者パソコン講習会 シルバー人材センターでは、市内在住の60歳以上の高齢者を対象に、パソコン操作やインターネット等の利用方法を学ぶ講習会を開催します。この事業は福生市から委託を受けてシルバー人材センターが行うものです。

問合せ福生市シルバー人材センター ☎553・3261

◆各種手当・助成金 振込みのお知らせ 高齢者住宅家賃助成金、介護費用等助成金(8・11月分)を、12月10日ごろに振り込みます。

問合せ社会福祉課高齢福祉係

◆特別疾病患者福祉手当、心身障害者福祉手当、介護費用助成金、障害者住宅家賃助成金を12月15日ごろに振り込みます。

問合せ社会福祉課障害福祉係

◆児童扶養手当を12月10日ごろに振り込みます。

問合せ子育て支援課子育て支援係

◆心身に障害のある児童の就学相談 教育委員会指導室及び保健福祉協議会事務局庶務係

◆高年齢者パソコン講習会 シルバー人材センターでは、市内在住の60歳以上の高齢者を対象に、パソコン操作やインターネット等の利用方法を学ぶ講習会を開催します。この事業は福生市から委託を受けてシルバー人材センターが行うものです。

問合せ福生市シルバー人材センター ☎553・3261